

## 後見制度支援預金規定

## 1. (預入れ)

- (1) この預金は、家庭裁判所による「指示書」がある場合のみ、後見人（未成年後見および成年後見）により、預入れができます。ただし、口座取引店の窓口に関り取扱いとなります。
- (2) この預金は、被後見人を名義人とする預金として、被後見人と後見人の氏名その他必要な事項について書面によって当組合に届出し、当該後見人による手続による場合のみ、預入れすることができます。この場合、当組合所定の手続にて口座開設し、手続において記入する名義は、預金名義人である被後見人の氏名と後見人の氏名の併記を要するものとし、使用印鑑は後見人による届出印を使用するものとします。
- (3) この預金の手続を、後見人が他の者に包括的に代理権を授与して行うことはできません。ただし、個々の取引手続について、後見人が代理人による手続を要する特段の理由があり、当組合が承認する場合に関り、「委任状」により代理人による手続を行うことができます。

## 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当組合所定の代金取立手数料をいただきます。

## 3. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 本項（2）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

## 4. (預金の払戻し)

- (1) この預金は裁判所による「指示書」がある場合のみ、払戻しを請求することができます。
- (2) この預金を払戻すときは、裁判所による「指示書」を提出のうえで、当組合所定の払戻請求書に預金名義人となる被後見人と後見人の記名を併記し、後見人による届出の印章を押印して、通帳とともに提出してください。

## 5. (振込・振替の取扱い)

- (1) この預金では、次に定める場合を除き、振込金または振替金の受入れを行うことはできません。
- (2) この預金で、受入れすることができる振込金または振替金は、この預金口座を開設した取引店にある別の口座からの振込金または振替金を、裁判所による「指示書」に基づき受入れる場合に関り限ります。

## 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として毎年3月と9月の当組合所定の日に関り、当組合所定の普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率

は金融情勢の変化により変更することがあります。

- (2) 決済用普通預金（無利息型）の場合は、利息はつきません。

## 7. (届出事項の変更、再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称（氏名）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
- (4) 本項（2）の場合、当組合は、法令で定める取引時確認等の確認を行います。  
この確認事項に変更があった場合は、直ちに当組合所定の方法により届出てください。
- (5) 後見制度の届出事項に取消または変更が生じた場合、直ちに取引店に届出てください。
- (6) 本項（1）から（5）の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 8. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印章を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他この取引にかかる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

## 10. (付帯サービス等の利用制限)

- (1) この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。  
また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) 本項（1）にかかわらず、裁判所による「指示書」に基づき、この預金から、この預金と同じ名義人の取引店にある別の普通預金口座へ、一定額を一定期間毎に自動振替する必要がある場合のみ、組合所定の定額自動送金のサービスを申込みことにより、利用できます。
- (3) この預金口座は、少額貯蓄非課税制度（マル優）および総合口座の利用、キャッシュカードの発行はできません。  
また、インターネットバンキング等の各種付帯サービスを利用することはできません。

## 11. (盗難通帳・証書等による払戻被害の補填)

- (1) 預金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書等（以下本項において「通帳等」という。）を用いて行われた不正な払戻し（以下本項において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補填金を含む。以下同じ。）に相当する金額の補填を請求することができます。
- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
  - ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 本項（1）の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数。）前の日以降になされた当該払戻しに相当する金額（手数料・利息を含む。以下「補填対象額」という。）を補填するものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失（重大な過失を除く。）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。

- (3) 本項(2)は、本項(1)にかかる当組合への通知が、この通帳等が盗取された日（盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた当該払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 本項(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補填しません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等以内の家族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本項(1)に基づく補填の請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けたい限度において同様とします。
- (6) 当組合が本項(2)に基づき補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が本項(2)に基づき補填を行ったときは、当組合は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された通帳等により当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 1 2. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合の指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当組合は、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 本項(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当組合は、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 本項(1)から(4)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当組合は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

## 1 3. (職務終了事由等)

この預金口座は、以下の(1)から(4)の事由が発生した場合、すみやかに取引店に届出てください。

なお、届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (1) 被後見人が死亡したとき（別途組合所定の相続手続となります）

- (2) 裁判所による「指示書」に基づく場合
- (3) 被後見人の後見開始取消審判が確定したとき
- (4) 未成年後見の場合で、所定の後見期間を経過したとき
- (5) 法令等の改正などにより、本商品の取扱いを継続することが困難と当組合が判断したとき

#### 14. (解約等)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は通知することなく取引を停止し、または預金者に通知することにより当該預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金者の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が前記9.(1)に違反した場合
  - ③ この預金が本邦または外国の法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ④ 当組合が法令で定める取引時確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前記12.に基づき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - ⑤ 前記12.(1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合
  - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑦ 前号①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合
- (2) 本項(1)のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は取引を停止し、または預金者に通知することにより当該預金口座を解約することができるものとします。
 

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。

  - ① 預金者が当組合との取引開始時(口座開設申込を含む。)にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - E. その他前AからDに準ずる行為
- (3) この預金が、当組合が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が当組合が定

める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (4) 本項(1)から(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 15. (通知等)

届出のあった名称(氏名)、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、次項(2)から(5)までの定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 本項(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳および届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 前号①の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 本項(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。  
借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 本項(1)により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 本項(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 17. (手数料)

- (1) 取引にかかる諸手数料は、別途定める通りとします。
- (2) 当組合が諸手数料を変更または新設する場合には、原則として、変更後または新設の内容を当組合ウェブサイトに掲示する方法、その他相当の方法により周知することにより、変更できるものとします。

### 18. (未利用口座管理手数料)

- (1) この預金口座においては、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れ(当該口座の利息組入れを除く)、払戻し(未利用口座管理手数料の払戻しを除く)がない口座を未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。  
対象口座は開設日に関わりなく適用とします。
- (2) 次の場合は未利用口座の対象外とします。
- ① 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合
  - ② 同一店舗にて借入残高が1円以上の場合(カードローンは除く)

- ③ 同一店舗にて預かり資産（定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等）が1円以上ある場合
  - ④ カードローン返済用口座
- (3) この預金が未利用口座となった場合には、届出のあった住所に事前に通知を発信します。
  - (4) 通知発信後、一定期間（翌々月末まで）を経過しても利用がない場合には、当組合が定める任意の日に、該当の未利用口座から払戻請求書等によらず、本手数料を払戻しできるものとします。
  - (5) 該当の未利用口座が残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合には、残高全額を本手数料の一部として充当のうえ、預金者に通知することなく当該口座を解約できるものとします。
  - (6) 払戻した未利用口座管理手数料については返却いたしません。

#### 19.（準拠法、裁判管轄）

当組合との取引にかかる準拠法は、日本法とします。これらについて、訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 20.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 本項（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(令和6年5月)